

第 11 回有識者懇談会 議事要旨

日 時：平成 21 年 2 月 26 日（木）18 時 00 分～20 時 00 分

場 所：（社）日本監査役協会 本部 A 会議室

議 事：1. 最終報告書案の検討

議事内容

1. 最終報告書案の検討

(1) 「監査役宣言」について

八田委員より、標題について説明があった。

八田委員 前回の懇談会の最後に、私がある発言をしました。10 カ月にわたる懇談会の、非常に膨大な資料と内容の濃い報告書のドラフトができあがっている姿を見て、恐らく、これだけの情報量が盛られたものが発信されると、読み手からすると、なかなか読み切れないのではないかと。

どういう枠組みであれ、いいものを作っても、実際に動かしていく当事者が、本当にコミットしてそれを動かしていかないと意味がないことから、「例えば一つ、『監査役宣言』のようなものを作ってはどうでしょうか」と言ったところ、「では作ってみてください」ということでしたので、作らせていただきました。

2 枚物で、1 枚はかがみ、1 枚は私が考える五つの宣言です。趣旨はかがみのほうに書いたとおりでありますが、最終報告書にはわが国の企業社会の健全な発展と監査役機能のさらなる向上を目途として、この懇談会において行われた多岐にわたる議論と包括的な提言が数多く盛られています。

これを受けて、日本監査役協会所属のすべての監査役にあっては、この報告書に盛られている提言、あるいは、最終報告書に流れている基本理念を正しく理解するとともに、わが国監査役制度のより一層の信頼性の向上と健全なコーポレート・ガバナンスのさらなる構築に向けて、監査役としての職務を誠実に履行することが強く期待されるということで、メッセージを出しました。

この宣言は、監査役の皆さんが自らの使命を適切に果たすための精神的支柱として、また、社会からの全幅の信頼を獲得するための礎石となるべく、議論の総括と監査役の主体的な行動方針を定めた宣言を表明し、わが国の監査役制度が、国際的な信認を獲得することを強く希望するという私の立場で書いたものです。

「資料 7」の武井委員の提言の骨子では、五つの原則が明示されています。ここの基本的な理念、視点が、私の問題意識の中にありました。従って、この五つは、順番は違いますが、それに即するようなかたちで作っています。

念のために言うと、1番目の宣言は、少なくとも、日本監査役協会という自主規制機関が発するものと考えれば、「監査役監査基準」に則った実効性の高い監査役制度を維持・向上させることで、皆さんの足並みをそろえてほしいという、総論に近いところです。

順番は、総論から順次各論へ入っていくという流れであり、書き出しはすべて「我々監査役は」、文末は「ことを宣言する」という形式に整えています。

5番目は、「経営トップに関わる不祥事に関して、なかなか監査役顔が見えてこない」という声もありますので、積極的に監査役としての責任を履行するとともに、誠実に説明責任を果たしてほしいということを、最後に示しています。これが1番目という気もしますが、それをすると、経営トップは常に不祥事にかかわるというようながった見方をされると批判を受けますので、最後に持ってきました。

2番目は、監査役資質を問う議論です。懇談会の中でも言っているように、監査役という職能を遂行する立場に立った人たちは、関係者のみならず社会の人たちからリスペクトが得られなくてはならない。そうしないと、やっている本人たちも、なかなか矜持は持てない気がしますので、そのための視点、希望を書いておきました。

3番目は、「健全なコーポレート・ガバナンスが構築され、かつ、有効な内部統制が整備・運用されることを監視・検証することで、「内部統制の番人」としての役割を果たすことを宣言する」。

4番目は、円滑な情報交換、密な連携ということで、「経営トップの職務の遂行を監査する目的達成のために、企業内外の関係者との円滑なコミュニケーションを促進すると共に、会計監査人との密な連携を強化することを宣言する」。

こんなかたちで、思い浮かぶ五つのことを書いておきました。基本的には、どんな基準あるいは器が用意されても、本当にそれに対して誠心誠意関わり、自らの職務を遂行するためには、それなりに精神的な支柱があってもいいという気がしますので、それに近いものになればという気持ちで書きました。十分に意を尽くしていない部分があると思いますが、気持ちをくみ取っていただければと思います。よろしくお願いします。

(2) 報告書ドラフトについて

事務局より、標題について説明があった。

事務局（伊藤専務理事） 2月17日（火）にドラフトを送付し、皆様から多数の意見をいただきました。厚く御礼申し上げます。いただいた意見については、今回の最終ドラフト作成、修正案を作成するにあたり、十分検討しました。すべて意見どおりということではありませんが、十分斟酌させていただきました。

「資料2」は、内部統制関係です。黄色いマーカーの部分が2月17日時点と違うところです。大きく変わったのは2頁、会計監査人の監査、監査役監査が、財務報告に係る内部統制システムの監査に関連して、相互に監査し合う関係の表現等があったところです。

「たしかに、会社法の下では、事業報告は会計監査人の監査の対象とはされていないから、会社法のみ適用を受ける会社にとっては、監査役と会計監査人とが相互に相手方の職務遂行をモニターするという事はない。しかし、上場会社であり、かつ会計監査人設置会社でもある会社においては、監査役が会計監査人の監査を、金融商品取引法上の監査人が監査役の活動を内部統制監査報告書において考慮に入れるという点で、相互に相手方の職務遂行状況をモニターするという関係がみられる。」という表現にしています。

なお、「注1」に書いてありますが、企業会計審議会で作った実施基準、監査基準等では「整備」と「運用」という使い方をしますが、ここでは監査役協会の監査役監査基準にならったかたちで、「構築」と「運用」と書いてあります。必ずしも、そうっていない部分もありますので、この辺りはのちに検討し、整理をしたいと考えています。

次に大きく変わったのは5頁です。2月17日のドラフトでは主として個条書きで書いてあった部分を、文章にしています。十分読んでいない人もいますので読み上げます。

「(1)審議の結果」、「定時株主総会において、経営者は株主に対して議案等について説明責任があることから、金融商品取引法に基づく開示を待つまでもなく、重要な欠陥の存在や内容等を株主に開示・説明を行うべきであること、および会社法と金融商品取引法の内部統制システムに関する規定の差異に伴ういわゆる「期ずれ」の問題等が生じており、この点に対して実務的に無用な混乱を生じさせないための必要な体制整備を行うべきであるとの点について、基本的な意見の相違はなかった。そして、株主に対する開示・説明について、まずは現行法の運用の中で工夫すべきであり、具体的には関係団体が文例のひな型を示した上で、経営者および監査役(会)が事業報告や監査役(会)監査報告に自主的に記載することが考えられるとの点で意見が一致した。

また、有価証券報告書・内部統制報告書を極力前倒しに作成した上で、監査人監査を行い、事業報告および監査報告作成後に発見された重要な欠陥等について、必要に応じて速やかに事業報告のWeb開示修正等を行うこと、また重要な欠陥の内容・改善策・財務諸表との関係などについて、東京証券取引所の適時開示の対象とすることについても、準備期間としての経過措置は必要であるものの、現実的に可能な方向であるとの意見が大勢をしめた。更に将来的には、事業報告と監査役(会)監査報告の開示事項とする会社法または法務省令の改正により、内部統制システムの整備及び運用状況と結果についても記載するような強制力を持たせることも考えられる。

一方、有価証券報告書・内部統制報告書の作成と監査人による内部統制監査を前倒しし、事業報告と監査役(会)監査報告に反映させること、および内部統制報告書・有価証券報告書等については、株主総会への提出書類とすることについては、実務面も含め克服すべき課題があり、検討が必要との結論に達した。

具体的な検討課題である金融商品取引法上の内部統制報告書と監査人の監査報告書を株主総会の報告事項とする点に関して、会社側の有価証券報告書の作成時期や監査人の監査実

務等から、現状大幅な日程の繰り上げが容易ではないため、会社法上の計算書類等と金融商品取引法上の開示書類との一元化（統一化）が行われ、実務的な負荷軽減等のインセンティブが働くような検討があわせて重要であるとの意見が出された。また内部統制報告書・有価証券報告書等を株主総会に提出することについては、会社法と金融商品取引法の位置付けの整理とともに、有価証券報告書および監査人の監査報告書の開示が株主総会日以下降となっている現状を見直す必要が有る（開示府令の改正）との見解が示された。

これに関しては、少なくとも、有価証券報告書・内部統制報告書等を、任意に経営者が総会に提出できる、可能となるような開示府令の改正も検討を願いたいということで、別途意見が寄せられています。

6、7、8頁は、金商法を金融商品取引法に換えることで、特に大きな変更はありません。

9頁の「今後の方向性と課題」は、内部統制報告制度は、平成20年4月1日以後開始される事業年度からですので、初年度は内部統制上の不備や重要な欠陥の解釈等の相違による運用上の混乱も想定されるため、内部統制報告制度が安定化したのちに、実務を踏まえつつ、内部統制報告等を株主総会の報告事項とすることを前提に検討する方向になるだろうと言っています。あとは大きな修正はありません。

会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定については、上遠野から説明します。

事務局（上遠野企画課長） 「資料3-1」と「資料3-2」を用意しています。「資料3-1」は履歴の付いたもの、履歴をすべて反映させたものが「資料3-2」です。「資料3-1」を用いて、内容的に変えた点を中心に説明をします。

9頁の「3. 審議の内容と結果」は、原案の段階では「少数意見」や「多数意見」という表現を用いていましたが、「少数」、「多数」、「一部」という表現は、基本的にはしないように改めました。「(1)インセンティブのねじれに関する認識」については、まず、インセンティブのねじれがあるかどうかという事実認識についての議論がありました。

10頁の6行目、「現行会社法においても、会計監査人の選任議案及び監査報酬は、経営執行者が実質的に決定する制度であり、「インセンティブのねじれ」が存在することは、客観的事実としてもはや共通の認識になっていると考えられる。また、監査人が充実した質の高い監査を実施することにより、会社の良いガバナンスの実現に寄与することは、むしろ当然のこととすることができ、経営執行者と監査人がそうした共通課題を有するからこそ、それぞれが別個独立した機関として機能を十分に発揮することができるよう、両者の利益相反を排除するための枠組みを整備することが肝要と考えられる」というように、この部分は全面的に書き換えています。

その下の部分ですが、「監査役制度は世界に類を見ない制度であることをもって、監査役の権限の在り方を検討することは妥当ではない」という指摘がありました。これに対して、もう一方の意見の状況として、「さらに」以下の部分は、従来の説明よりも少し詳しく説明

をしています。

「確かにわが国の監査役制度は、諸外国の監査委員会等と異なり、取締役会における議決権や会社の業務執行権を有するものではない。しかし、諸外国においては、監査人の選任及び報酬の決定について、会社の業務執行者による実質的な関与を回避する方策が採られており、前述のIOSCOのステートメントにおいて指摘されているように、経営陣から法的に独立性が確保され、かつ会社の業務執行を担当しない会社役員（非業務執行会社役員）にそれを担わせることにより、業務執行者と監査人との利益相反が排除されているところである。こうした考え方を踏まえるならば、非業務執行会社役員である監査役に会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定にかかる権限と責任を負わせることは、世界的な趨勢に合致するものであり、そのための枠組みを整備することは、極めて重要と考えられる。」というように、実質内容は変わりませんが、内容を少し増やして詳しく記載をしています。

11 頁の「(2)「同意権」と「決定権」の異同」の上から5行目、「これについては、第一に」というところは、法理面についての同意権の説明箇所です。従前は、「選任」と「報酬決定」を同じように扱っていましたが、「同意権は「拒否権」に相当するものであり、さらに選任については、議題の提案権及び議案の提出請求権を有していることから、選任について言えば、決定権と同じ法的効果を有すると解釈できるとの指摘がある」というように、選任と報酬決定で書き分けをしています。

これに対する一方の意見として、一番下の段落に、「しかしながら、こうした指摘については、第一に、選任に関する同意権は、実際に提案権及び拒否権が行使できる環境にある場合に限り、初めて決定権と同等の効果を発揮することが可能となるほか、監査報酬については、現行法上、監査役は、提案権さえ与えられているものではない」という文を、書き加えています。

真ん中辺りに、「実際上も、現状の同意権においても相応に機能し、監査役が決定権を有するのと同等の実務を行っている会社もあるとの指摘もある」ということで、「脚注17」を付けています。これは、「同意権が十分に行使できないのであれば、監査役の怠慢ではないか」という指摘を、脚注で入れています。

12 頁に移ります。「同意権の場合は立証責任を負うことになり、監査役としてはなかなか拒否や修正をしにくい」というくだりがありましたが、上から2行目、「実際上、同意権の場合には、同意権者側（監査役）は自らの主張の正当性について、実務上、説得責任を負うことになると予想される」というように、従前は「立証責任」という単語を使っていましたが、「説得責任」に書き換えをしました。

「すなわち、提案者の提案内容を拒否し、又は修正するためには、相当の事実と証拠がないと困難である。そのため、監査役が不同意を行うことができるのは、法解釈上はともかくとして、事実上、提案の内容が明らかに不適切又は不合理な場合に限られ、より適切かどうかというレベルでは為されない可能性が高い」ということで、この辺りも、厳密に法解釈としてどうかという見方もあり、「法解釈上はともかくとして」という部分を入れて

います。

13 頁に移ります。監査役の中に財務会計の知見者を入れるかどうかというくだりですが、従前、見解の一致を見たものとして、「そういった者の選任が必要である」となっていますが、見解の一致は見えていないのではないかと指摘があり、「大勢の」という部分を入れています。選任が必要なのか、強制的なのか、ソフトローなのかという意見もありましたが、この中では、従前は「必要がある」というところを、「望ましい」に書き換えています。

14 頁に移ります。粉飾決算の原因として、「一部の不見識な業務執行者、あるいは、それに同調する監査人の倫理観が問題であり、選任・報酬の決定権が執行側にあることが原因ではないのではないかと」という指摘がありました。この部分は変わっていませんが、「脚注 25」を付けています。

「選任議案等々を取締役会が有していることを理由として、取締役会におもねって不正な会計処理を看過するような会計監査人のモラルの欠如こそが問題の本質であり、会計監査人も株主に選任されていることを重く捉え、その負託に応えるべく努力をすべきであり、その自覚と自信を踏まえて、職業倫理に基づき、不当な請求に対しては毅然とした態度を取るべきである」という指摘を挿入しています。

15 頁の真ん中部分から 16 頁の 4 行目にかけて「脚注 32」を入れています。連携強化を図ることの懸念として、「監査役と会計監査人の癒着」という指摘を阿部委員からいただきました。「現在の監査役の任期は 4 年と長く、監査報酬の決定権限の付与により監査役と会計監査人が癒着する恐れも懸念されることから、株主によるチェックを効かせるためにも任期の短縮化を検討する必要があると考えられる」という指摘があることを入れています。

同じく 16 頁の真ん中から下の青字部分は、「監査役に決定権を移してしまうと、監査報酬が増大してしまうのではないかと。それに対する歯止めをどう効かせるのか」という指摘があり、それに対するもう一方の意見として加筆をした部分です。

「また、効率的な監査を行うため、無用なコスト増を伴う監査報酬の決定を抑止するためには、監査役は、適正な監査報酬の在り方について、会計監査人だけでなく経営者サイドとも十分に協議するとともに、後述するように、監査報酬も会社法が定める監査役の監査費用請求権の一種であるとの考え方を踏まえるならば、経営者側からの反証を待つまでもなく、監査役としても、当該監査報酬が監査のために必要なものであることについて、説明できるだけ合理的水準とする必要があると考えられる。したがって、かりに監査役が決定し又は決定しようとする監査報酬について、経営者が異議を唱える場合には、経営者は、当該監査報酬について、上記会社法の趣旨を踏まえ、所定の手続きに従って監査役に対し反証することは、十分に可能と考えられる。」という部分を挿入しています。この部分については、表現としては監査費用請求権に「準じて考えるとすれば」という程度が良いのではないかと考えもあり、少し調整をしたいと思っています。

19 頁に移ります。青字部分が今回の修正箇所ですが、「今後の課題」は、「監査役による

主体的な関与を強めていくことが望ましいとの基本的方向性については、見解の一致を見ることができたと判断される。さらに前述した金融審議会及び国会における審議を踏まえれば、今問われているのは・・・」ということで、従前の「こうした方向性を踏まえれば、今問われているのは」を、「金融審議会及び国会における審議を踏まえれば」というように改めています。以上、主立った点につきまして、ご説明申しあげました。

事務局（伊藤専務理事） 「資料4」に移ります。株主と経営執行との利害調整の問題ですが、これについては、あまり多くの意見はありませんでした。むしろ、事務局段階では、この問題の内容の深刻さ、問題の所在をもう一度改めて見直し、書き加えています。「(1)問題の所在」の2行目、第三者割当増資については、「議決権が希釈化するばかりでなく」と入れ、下の黄色いマーカー部分では、第三者割当増資における業務執行者側と株主とは、構造的に利益相反の関係にあることをうたっています。

「(2)現行法制の枠組み」と「(3)実態と現状認識」は、変わりありません。特に、「①最近の第三者割当増資の傾向」については、東証及び証券業協会等からご提供いただいた資料で、現状の問題を浮き彫りにしています。4頁の「②不適切だと指摘される第三者割当増資の類型」も、ほとんど変更はありません。

5頁の「(二) 株式併合と組み合わせた大規模第三者割当増資」は、書き方が逆さまになっています。「大規模第三者割当増資のあとに株式併合をする」という書き方は誤りで、「株式併合を実施しその直後に第三者割当増資を実施するケースがある」に、指摘を受けて修正をしています。

6頁の「(4)大規模第三者割当増資の問題に対する対応」は、どういう観点から検討が可能なのかということで、この問題に対する対応を新しく入れています。「(1)で述べた大規模第三者割当増資の問題に対する対応としては、①必要な法改正等を経て株主総会決議による承認を要求する対応、②非業務執行会社役員である監査役が相応の役割を果たし、監査役会としての判断理由・意見等を取引所の適時開示事項とするなど、ディスクロージャーを求めることによる対応などが考えられる旨の意見が出された」。

本懇談会では、業務執行者側と株主との構造的な利益相反が懸念される事項について、後者②の非業務執行会社役員としての監査役が相応の役割を果たす仕組みに焦点を当てて検討、議論をしたことを書いています。

7頁は議論の内容として、対外的に第三者割当増資その他の関係について、監査役が業務執行の妥当性に踏み込んで意見を述べることについて、法解釈上問題がないかどうかということですが、特に問題はないということと、対外的な意見表示については、現行法上、取締役の職務遂行についての不正の行為、または法令定款に違反する重大な事実、あるいは、総会提出議案に対する法令定款違反なり不当な事実があるときは、総会に報告をしなければいけないことになっていますので、この辺りのところは、意見陳述が義務付けられている事項です。

しかし、7頁の「③当該増資が適法であることに関する対外的な意見表示」については、皆様が「監査役としての職責あり」と考えましたが、一方、「④当該増資が著しく不当でないことに関する対外的な意見開示」については、必ずしも明確にはならなかったという整理をしています。特に7頁の一番下、「現行法上、監査役は、資金調達の実効性や調達手段の選択の適正性など、業務執行の内容の妥当性にわたる事項について、対外的な意見を述べる権限、または義務はないとする見解が多数である」という整理をしています。

他方で、「③」で述べた経営判断の原則に則った増資判断がなされているのかどうかにあたっては、当該判断が著しく不当でないことについても監査役は監査を行うことになりまますので、そういう意味で、著しく不公正な方法による新株発行は、株主による差し止め事由になりますので、監査役として、著しく不公正な方法に該当しないことについて意見を述べることは、株主による差し止め等の判断に資するという意味での指摘がありました。

監査役意見書を開示するとした場合に、具体的にどのような事項について、どのような方法があるかということを書いています。黄色いマーカーの部分は、前にも書いてありましたが、よりきめ細かく書いています。9頁の真ん中辺りに、監査役意見書の開示方法について、「情報が適正に伝達される契機となるという観点からは、監査役意見を会社経由で取引所に提出することと定めるだけでも相応の効果を発揮するかもしれないという指摘があった。他方で、株主が差し止め権限を適正に行使するための情報提供という観点からは、市場に向けて開示することが良いのではないかという意見も出された」ということで、それぞれの意見を書いています。

「取引所の適時開示規則において、調達する資金の用途、発行条件の合理性等の開示に加えて、監査役の見解の付記を上場会社側に求めるなど、取引所における情報開示の枠組みの中で対応することが考えられるとの意見が出された」という整理をしています。

10頁の第三者割当増資の範囲は、内容は同じですが整理の仕方を変えました。「(6)今後の課題」のマーカー部分は、「上場会社が一定の規模の第三者割当増資を行う際の適時開示として、一定事項に対する監査役意見が付記されるよう取引所内での検討が進むことを期待する」ということで、主としてソフトローで対応をお願いしてはどうかという整理をしています。

その下は、「もっとも、(5)で述べたように、監査役が対外的に意見開示を行うことができる事項については、会社内での意見陳述と異なり、現行の会社法上制約があることは否めない。そのため、大規模第三者割当増資の問題を解消するための役割を監査役に期待するためには、(5)⑦で述べた監査役への差し止め請求権の付与の検討や、買収防衛策と同レベルに利益相反的色彩が懸念される大規模第三者割当増資については、買収防衛策と同様監査意見の対象とするなどの制度的手当も併せて検討する必要がある」という整理をしています。

買収防衛策については、ほぼ第三者割当増資と同じようなかたちで問題の所在について若干付加をしましたが、内容的にはほとんど変わりはありません。例えば14頁のマーカー部分は、事業報告に買収防衛策などの方針が掲げられ、それが事業報告の内容になっている

る場合は、監査報告書の記載事項になっていますが、これに関連して、「非業務執行会社役員としての監査役が相応の役割を果たすことによって、業務執行者側と株主との構造的な利益相反の懸念を解消することが重要である」という整理をしています。

一方、業務執行者側としては、自らの利益のために買収防衛をするのではないことを担保するため、第三者特別委員会を設置し、外部の有識者を招聘することも多くありますが、これに関連して、15頁の特別委員会のところに付け加えたのが、「他方で、監査役と社外取締役は、非業務執行会社役員として、買収防衛策における構造的な利益相反の懸念の解消に向けて協力して努めるべきであり、その観点から、監査役と社外取締役とで特別委員会が構成され、利益相反の懸念の解消のために一定の役割を果たすことは、一つの方法として有効なのではないかとの意見も出された」という整理をしています。

ただ、これに関しても、対外的な意見開示には直接規定はありませんので、そういう意味では、取引所等で今後の検討が進むことを期待し、今後の課題として挙げています。

「資料5」は、若干の修正をしています。「Ⅰ. 緒論」、「Ⅱ. 内部統制関係」、「Ⅲ. 会計監査人の選任議案及び報酬の決定について」、「Ⅳ. 株主と経営執行との利害調整」、「添付資料1」は審議経過、「添付資料2」は名簿、「資料編」、「会議の主な資料及び議事要旨」ですが、前回の会合で「会議の主な資料及び議事要旨については、ホームページを通じて開示し、本体の報告書はできるだけ薄く」という意見がありましたので、その方向で考えています。

前の提案にあった「まえがき」及び「あとがき」については、今の案でははずしていますが、復帰するかもしれません。その辺りはご了解をいただければと思います。以上です。

2. 意見交換

(1) 「Ⅱ. 内部統制関係」及び「Ⅳ. 株主と経営執行との利害調整」について

説明後、意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 監査役監査報告と内部統制監査報告書の提出時期のずれについては、それを解消すべきとの方向で記載されているが、スケジュールの面などで実務的に対応が難しい面もあるのではないか。時期のずれが解消できる、という意見の一致はなく、強い疑問も出されたことは明記すべきではないか。
- ・ 多様な意見が出された旨の記載が多く、報告書が何をメッセージとして発信したいのかが分かりにくいのではないか。意見の一致がない点についても、監査役協会のスタンスとしてメッセージを発信してはどうか。
- ・ 監査役の法的権限についての根本論に関わってくる部分については、議論を尽くす時間もなかったことから、「指摘があった」という書き方にとどまっているところもあるが、単に指摘があったというよりは、今までにあまりなかった指摘も含まれており、非常に有益なものなのではないか。

- ・ 大規模第三者割当増資は問題が多いことから、証券取引所としても何らかの取り組みをすべきであり、ディスクロージャーの拡充で対応することなどが考えられるのではないかと。監査役の意見を提出することも方策として考えられ、例えば東京証券取引所の上場制度整備懇談会で検討することも考えられるのではないかと。
- ・ 大規模第三者割当増資の事案の中には、必要性がないのに実施しているような明らかに違法性の問題に関わってくるケースもあるように思われる。そのような場合には、現在の制度の下でも監査役が対処しなければならないと考えられるが、経営判断の問題として踏み込めない事案との線引きは難しく、その辺りの整理が証券取引所には求められているのではないかと。

(2) 「Ⅲ. 会計監査人の選任議案及び報酬の決定について」

- ・ 監査役の監査は、適法性監査にとどまらず、経営判断や業務執行の具体的な妥当性まで踏み込むべきであり、この点については何らの制限もないのではないかと。そうであれば、買収防衛策や大規模第三者割当増資の問題についても現行制度の枠内での監査役の権能を行使することで十分対応できるのではないかと。
- ・ 「インセンティブのねじれ」の問題については、同意権が決定権に変わったとしても実情は変わらないのではないかと。こうした意見についても報告書に記載したうえで、「監査役協会としてはこう思う」という結論を記載すれば良いのではないかと。
- ・ 実質的に同意権でも決定権と同じように運用している会社も多いが、客観的に、外から見た場合にどう判断されるかということ踏まえれば、形式的な面についてもある程度整備した方が良いということをはっきり書いたほうが良いのではないかと。
- ・ いろいろな意見が出てきて、一致をしたところはそれでよし、一致をしないところについては、両論を併記するか、もう少し突っ込んで「協会としてはこうだ」というところまで踏み込んだレポートでもおかしくはないのではないかと。
- ・ 監査役協会としては、有識者懇談会での議論の結果を受けたうえで、今後どう対応していくかを検討するという立場である。従って、報告書についても「監査役協会の意見」ではなく、有識者懇談会としての議論の結果報告ということで考えている。
- ・ ここで出された意見は監査役協会の意見ではなく、監査役協会の意見を書いているわけではない。やはり、委員の意見としてどのような意見があったのかを明記するものであり、例えば、どの委員がどういう指摘をしていると書くことも考えられるのではないかと。
- ・ 報告書については、「有識者懇談会の皆さんが、どんなことを言っていたのかを知りたい」という要望が、非常に強いのではないかと。そういう点では、多少煮え切らないという面もあるかもしれないが、賛成論・反対論をはっきり書いたほうが良いのではないかと。監査役協会としての意見だけを書くものではなく、監査役協会とは離れた有識者懇談会としての意見を受けて、監査役協会が今後対応を考えていくということではないかと。
- ・ 報告書としてのめりはりを付けるためには、あくまでこの有識者懇談会という場での多

数意見と少数意見ではあるが、「指摘もある」というかたちで少数意見を書き、「考える」というかたちで、ここでの多数意見を書いていくことでどうか。監査役協会としてはそういった報告書がほしいという要望ではないか。

- ここに集まる有識者がコーポレート・ガバナンスという問題をどのように考えているのかを監査役協会として知りたいということで懇談会が開催されてきたということではないか。従って、報告書自体が監査役協会の考え方として、即そのまま、対外的に問われるという趣旨ではないのではないか。報告書を受け取った次の段階として、監査役協会が自身の問題としてどう考えていくかということである。
- 「国際会計基準とのコンバージェンスによって、見積りや予測の要素が拡大するため、インセンティブのねじれの問題も考える必要がある」との趣旨の記載があるが、やや飛躍があるのではないか。現在の会計基準でも見積りの要素は多く、適切な経営判断が求められていることに変わりはないのではないか。コンバージェンスをするから、というのはこじつけ的ではないか。
- コンバージェンスとの関係については、国際会計基準で採用されている「原則主義」が導入されれば、今後さらに見積りの要素が拡大していく、ということではないか。現状でも見積りの要素は非常に多いが、これが拡大していくという趣旨であればおかしくはなく、表現をさらに詰めてはどうか。
- 国際会計基準で言われているのは、幅の中で自分たちが採用したものを明示して、説明をしながら運用していくということであり、監査役としては、その判断プロセスがデュープロセスに則っているのかどうかを、より深く吟味していく必要があるということではないか。
- 会計基準の変化に伴って、企業のガバナンスのあり方も進化していく必要があるのではないか。会計基準に対して、監査も国際的に通用するものにしていこうというのも、当然の流れではないか。
- 問題は、国際会計基準を入れると判断の幅が広がる、という理由をもって監査人の選任・報酬の決定の在り方についてまで話が及んでいるということではないか。会計監査人あるいは監査役の重要性は、ますます重要になることについて異論はないのではないか。
- 企業のビジネスの実態に応じた会計処理を、どう選ぶかは経営者の判断であり、監査役としてはこの経営者の判断が適切かどうかを見なくてはいけないということではないか。そして、会計監査人にも同様のことが求められており、そこで会計監査人と監査役が同じ土俵に立っており、さらに連携の必要性が高まっているという説明を加えないと議論の飛躍があるように読めてしまうのではないか。
- 「見解の一致を見ることができた」と判断される」というところまで踏み込んだ書き方はできないのではないか。有識者懇談会の議論としては少数であっても、別の見解も出されており、例えば学会や産業界などでは必ずしも少数意見ではないかもしれないことも

あり、これからいろいろと議論を深めていく課題であるといえるのではないか。

- 「見解の一致をみることができたと判断される」のは、監査役による現状の同意権の実務自体も、単に執行サイドから提案のあったものに判を押すのではなく、内容的にしつかりと同意にあたっての検討事項をよく踏まえたうえで行う、という点である。監査役による主体的な関与を強めていくことには、現状の同意権の実務においても望ましい方向であるとの点については特に異論はないのではないか。この点をもう少し明確に記載する必要はある。
- はっきりしていることは、「監査役による主体的な関与を強めていくことが望ましいであろうが、いまだ強い反対意見も根強くある」という理解ではないか。
- 制度問題としては見解の相違があるが、いわゆるベストプラクティスも含めて、主体的に監査役の関与を強めていくことについては、異論はないという理解ではないか。ベストプラクティスとして一致した点と制度問題として見解の相違がある点を分けて記載してはどうか。

以上